

大阪府来阪外国人患者受入れ体制整備検討会議設置要綱

(目的)

第1条 大阪府の来阪外国人患者受入れ体制の整備について、府内関係者が協議、連絡、調整及び情報交換等を行うことを目的に、大阪府来阪外国人患者受入れ体制整備検討会議（以下、「検討会議」とする）を設置する。

(議題)

第2条 検討会議の議題は次のとおりとする。

- (1)大阪府の来阪外国人患者受入れ体制整備に向けた、関係者間の連携強化、実態把握、情報発信に関する事項
- (2) その他、来阪外国人患者受入れ体制の整備に関する事項

(組織)

第3条 検討会議は、大阪府内の医療関係団体及び大阪観光局の各代表者、学識関係者、並びに大阪府関係各課の担当者により構成するものとする。

2 構成員の任期は、1年とする。

(検討会議の開催)

第4条 検討会議は大阪府が招集する。

- 2 検討会議の円滑な進行を図るため、議長を置く。
- 3 構成員に支障あるときは、代理人が出席することができる。
- 4 大阪府が必要と認めるときは、検討会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 検討会議の事務局は大阪府健康医療部保健医療室に置く。

(謝礼金等)

第6条 構成員の謝礼金等の額は、日額六千円(交通費込み)とする。

- 2 構成員のうち公の経済(国、地方公共団体)に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関する必要な事項は、大阪府が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。